三田市告示第２１４号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市国保医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 11 月 11 日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

以上

# 公示送達書

令和 8 年 11 月 11 日

兵庫県三田市長　　田村　克也

| 送達すべき書類の名称 | | | | 送達を受けるべき者の氏名 |
|---|---|---|---|---|
| 調定年度 | 税目 | 期別等 | 帳票 | 納税義務者 |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 第 3 期 | 督促状 | ＨＴＥＴ　ＨＴＥＴ　ＭＹＯ　ＺＡＷ |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 第 1 回 | 納入通知書 | 楊　哲寅 |